

麻薬小売業者間譲渡許可について

佐賀県健康福祉部 薬務課 麻薬・毒劇物担当
令和4年3月

※本資料は、麻薬小売業者間譲渡許可制度の改正の概要をご説明するためのものです。詳細については、関連する通知・Q A等をご確認ください。

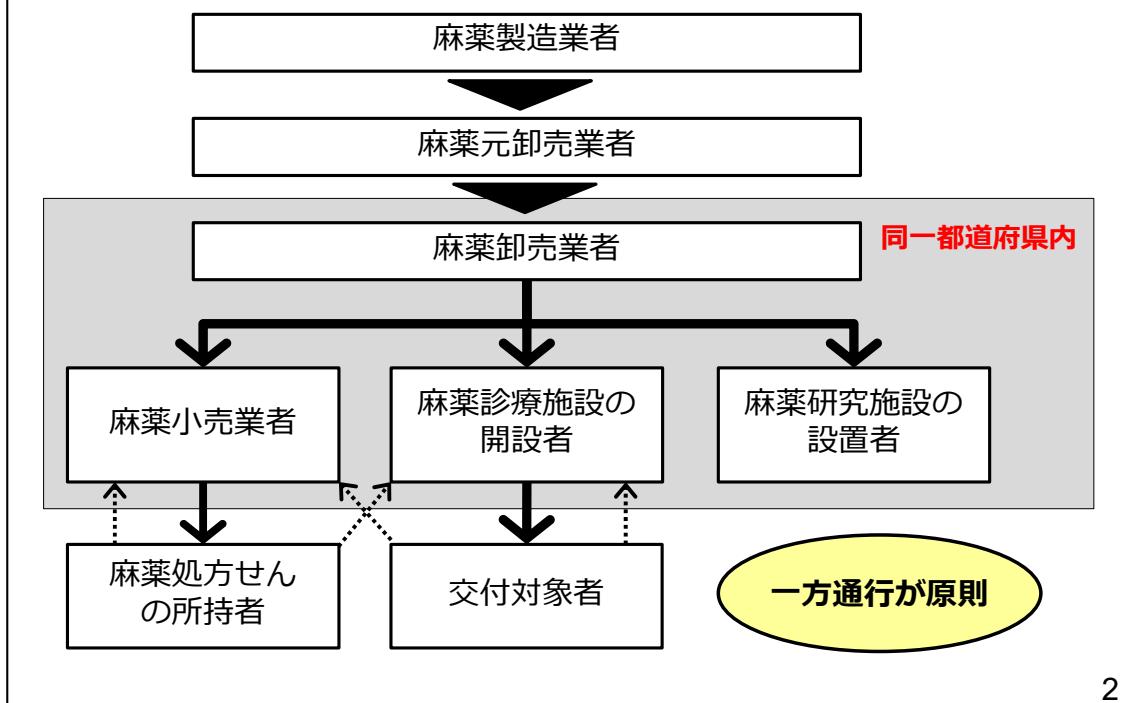
※本資料は、新たなQ A等の発出等により、適宜修正する場合がありますので、ご留意ください。

麻薬小売業者間譲渡許可制度の改正の概要をご説明する資料です。

詳細については、関連する通知・Q A等をご確認ください。

本資料は、新たなQ A等の発出等により、適宜修正する場合がありますので、ご留意ください。

麻薬の流通経路

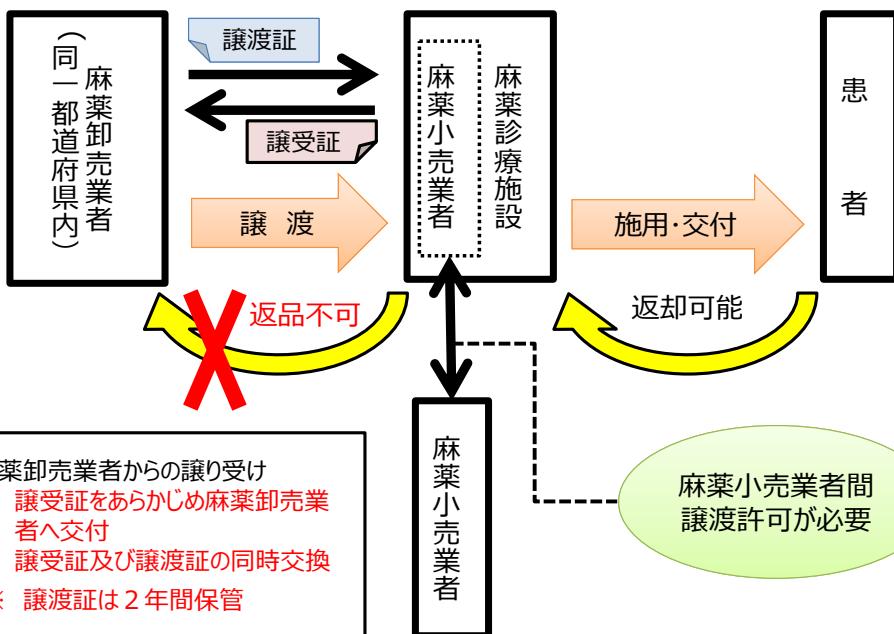


2

麻薬の流通経路は、こちらに示すとおり、麻薬製剤業者→麻薬元卸売業者→麻薬元卸売業者→麻薬小売業者など、一方通行が原則です。

麻薬の譲渡・譲受

同一都道府県内の麻薬卸売業者から購入してください。



3

麻薬の譲渡・譲受に関して、麻薬は、同一都道府県内の麻薬卸売業者から購入する必要があります。

また、麻薬卸売業者からの麻薬の譲り受けに際しては、麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者へ交付するか、麻薬譲受証及び麻薬譲渡証の同時交換により行わなければなりません。

麻薬小売業者間において、麻薬を譲渡・譲受するためには、麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う必要があります。

麻 薬 譲 受 書				
令和 年 月 日				
譲受人の免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇〇号	譲受人の免許の種類	麻薬小売業者	
譲受人の氏名 (法人にあっては、名称)	<p>【開設者が法人の場合】 ①株式会社〇〇 代表取締役 △△ ◇◇ [登記印] または ②株式会社〇〇 代表取締役 △△ ◇◇ [麻薬専用印]</p> <p>【開設者が個人の場合】 ○○ △△ [個人印]</p>			
譲受人が麻薬診療施設 の開設者又は麻薬研究 施設の設置者の場合は、 当該施設において…	免許証の番号	第 号	氏 名 印	
麻薬業務所	所在地	佐賀市城内1-1-59		
	名 称	県庁薬務課薬局		
品名	容量	箇数	数量	備考
ナルサス錠12mg	100錠	2	200錠	

4

参考まで、麻薬小売業者が麻薬卸売業者へ交付する麻薬譲受証の記載例を示しています。

麻薬の購入

麻薬を購入する際の注意事項

- ✓ 破損等を発見した場合には、事故届が必要
 - 購入時に麻薬卸売業者立会いの下に発見
→ 麻薬卸売業者が事故届を提出
 - 購入後に不足や破損を発見
→ 麻薬小売業者（薬局開設者）が事故届を提出
- ✓ 購入した麻薬は、麻薬卸売業者へ返品できません

譲渡・譲受の特例 「麻薬小売業者間譲渡許可」(県の許可)

2以上の麻薬小売業者が共同して申請。

在庫不足が発生した際に、共同して申請した近隣の薬局から不足分の麻薬を譲り受けること、令和4年4月1日から、共同して申請した近隣の薬局から、一定の条件下、90日以上譲渡・譲受がない場合において、麻薬を譲り渡すことや、譲り受けることができます。申請される際は事前に薬務課にご相談ください。

◎薬局間の貸し借り（融通）は不可

5

麻薬を購入する際の注意事項です。麻薬の破損等を発見した場合には、麻薬事故届の提出が必要です。また、購入した麻薬は、麻薬卸売業者へ返品できません。

麻薬の譲渡・譲受の特例として「麻薬小売業者譲渡許可」という制度があります。

2以上の麻薬小売業者が共同して申請し、

在庫不足が発生した際に、共同して申請した近隣の薬局から不足分の麻薬を譲り受けること、令和4年4月1日から、共同して申請した近隣の薬局から、一定の条件下、90日以上譲渡・譲受がない場合において、麻薬を譲り渡すことや、譲り受けることができます。申請される際は事前に薬務課にご相談ください。

薬局間の麻薬の貸し借り（融通）はできません。

麻薬小売業者間譲渡許可

- 令和3年7月5日、令和3年厚生労働省令第118号「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和4年4月1日から制度が改正されます。

今まで

事前に共同して申請し、県の許可が必要

急な麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能。

薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的に



令和4年4月1日から

事前に共同して申請し、県の許可が必要

上記に加えて
一定の条件の下、90日以上譲渡・譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能に。

令和4年3月31日以前の許可業者は、制度改正後の譲渡許可を受けた者とみなされます

6

麻薬小売業者間譲渡許可については、令和3年7月5日、令和3年厚生労働省令第118号「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、令和4年4月1日から制度が改正されます。

今まで、事前に共同して申請し、県の許可を取得のうえ、急な麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能になるというものでした。

今回の改正により、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的に、令和4年4月1日から、同様に事前に共同して申請し、県の許可を取得のうえ、一定の条件の下、90日以上譲渡・譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することが可能になります。

また、令和4年3月31日以前の許可業者は、制度改正後の譲渡許可を受けた者とみなされますので、令和4年4月1日から、一定の条件の下、90日以上譲渡・譲受がない場合における麻薬の譲渡・譲受が可能になります。

麻薬小売業者間譲渡許可の申請要件

- 2以上の麻薬小売業者（薬局）は、次に掲げる①、②の要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲り渡しの許可を申請することができます。（施行規則第9条の2第1項）

①いずれの麻薬小売業者も、イ、ロに掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管しているとき、

又は

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項(麻薬処方せんを所持するものへの譲渡)若しくは第12項(都道県知事の許可を受けて麻薬小売業者間での譲渡)の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを持ち歩いているとき

②いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る、麻薬小売業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

7

麻薬小売業者間譲渡許可の申請要件です。

2以上の麻薬小売業者（薬局）は、次に掲げる①、②の要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲り渡しの許可を申請することができます。

①いずれの麻薬小売業者も、イ、ロに掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イの内容は、今までの在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤ができない場合に限り、当該不足分を補足するという内容です。

ロの内容が、一定の条件下、90日以上譲渡・譲受がない場合において、麻薬を譲り渡すことや、譲り受けることができるという新たな内容です。

②いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る、麻薬小売業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

詳しくは次からのスライドをご参照ください。

① いずれの麻薬小売業者も、イ、ロに掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

イについて、在庫量の不足以上の譲渡を行うことは不正所持、不正譲渡・譲受に該当します。

□ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲り受けの日から90日以上を経過したものを探管しているとき、



又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを探管しているとき



ロについて、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行うこと、麻薬卸売業者から譲り受けた日又は麻薬処方せん所持者への譲渡しの日から90日を経過していない麻薬の譲渡を行うことは不正所持、不正譲渡・譲受に該当します。

8

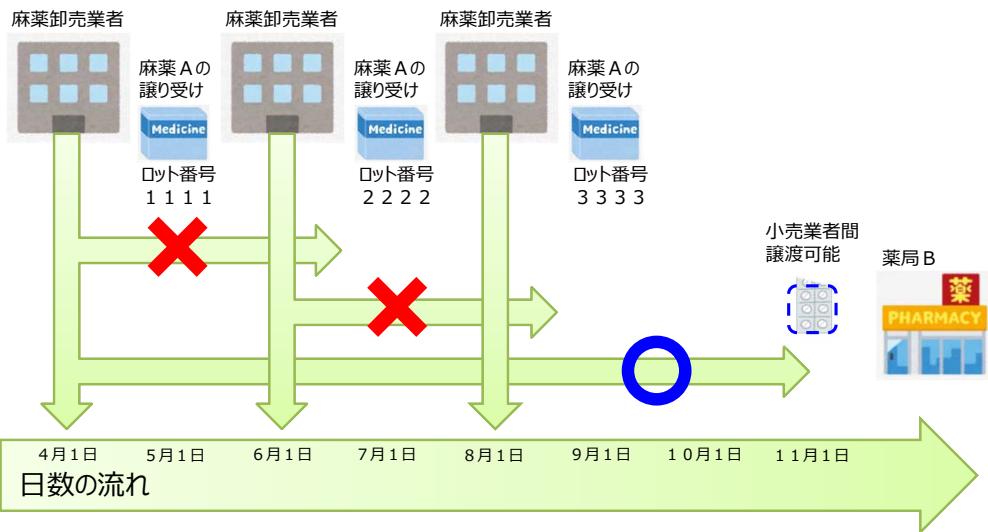
イ、ロそれぞれのケースについて、ご説明します。

イについては、在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤ができない場合の当該不足分を補足するというものです。在庫量の不足以上の譲渡を行うことは不正所持、不正譲渡・譲受に該当しますので、ご注意ください。

ロについて、前段は、「麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を他者に譲渡することなく、その譲り受けの日から90日以上を経過したもの」を指します。後段は、「麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を、麻薬処方せん等により一部を譲渡した後の残りの麻薬であって、かつ、譲渡してから90日を経過したもの」を指します。

したがって、ロについて、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬以外の譲渡を行うこと、麻薬卸売業者から譲り受けた日又は麻薬処方せん所持者への譲渡しの日から90日を経過していない麻薬の譲渡を行うことは不正所持、不正譲渡・譲受に該当しますので、ご注意ください。

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき（イメージ）



最終の同品名の受払日から90日を経過している必要があります。

※ 4月1日、6月1日に譲り受けたロット番号1111と2222は、8月1日に同品目のロット番号3333の譲り受けがある場合、11月1日以降でなければ麻薬小売業者間譲渡できません。質疑応答集（Q47、Q49、Q51、Q53）に詳細が載っています。

9

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したもの）を保管しているときに譲り渡せる麻薬のイメージです。

最終の同品名の受払日から90日を経過している必要があります。

4月1日、6月1日に譲り受けた麻薬のロット番号1111と2222は、8月1日に同品目のロット番号3333の譲り受けがある場合、11月1日以降でなければ麻薬小売業者間譲渡できません。

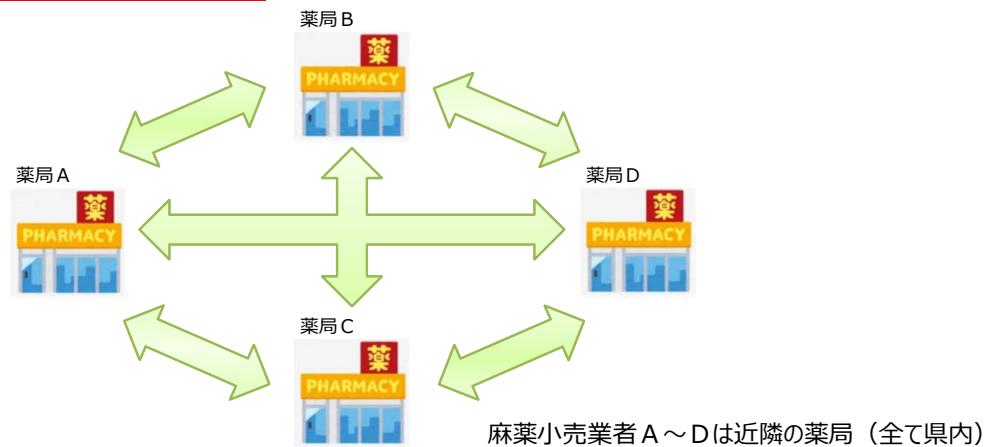
質疑応答集（Q47、Q49、Q51、Q53）に詳細が載っており、後ろのスライドに示していますので、ご参照ください。

②いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る、麻薬小売業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。

- 在庫の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合
- 麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日以上を経過している麻薬
- 麻薬処方せんに基づき、譲り渡した麻薬の残部等であって、その譲渡しの日から90日を経過している麻薬



※証紙による封の有無は問わない



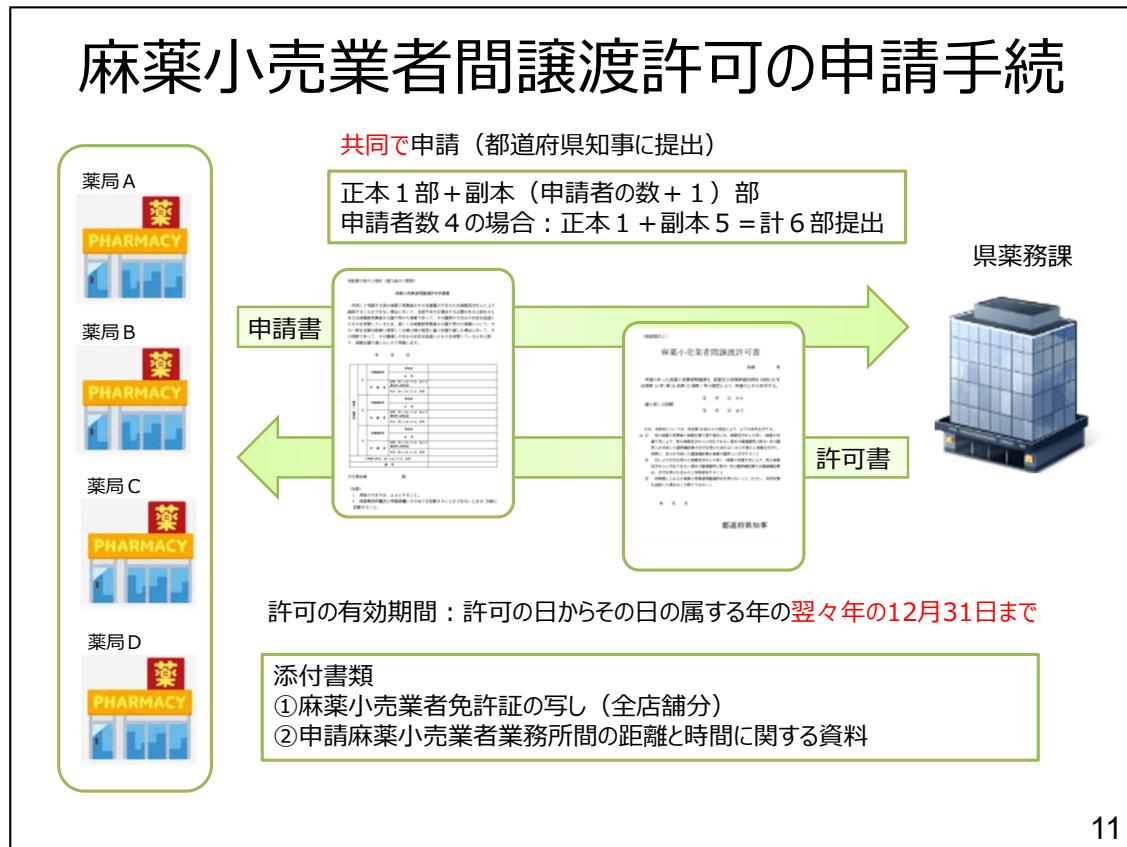
	エリア	業務所数	距離
佐賀県	同一市町内 市町村をまたぐ場合	制限なし 20業者以内	制限なし 概ね40分程度【※】 (概ね20km以内) ※許可グループ内の最長距離

10

麻薬小売業者間譲渡許可の申請要件の1つに、いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る、麻薬小売業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある必要があります。

本県では、共同して申請する麻薬小売業者の業務所数や距離について、九州厚生局麻薬取締部の基準を参考に運用しています。

麻薬小売業者間譲渡許可の申請手続



11

麻薬小売業者間譲渡許可の申請手続です。

正本 1 部 + 副本（申請者の数 + 1）部作成のうえ、麻薬小売業者免許証の写し（全店舗分）及び申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料を添付してください。

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬販賣せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めたとき又は麻薬販賣業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものは第12条の規定に基づき譲り渡しの場合において、その規則であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年	月	日
譲渡人・譲渡先 ①	麻薬業務所	所在地
	名 称	
申請者 ②	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、 名称)	
麻薬業務所 ③	所在地	
	名 称	
申請者 ④	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、 名称)	
代表者の氏名 (法人にあつては、名称)		
備 考		

依頼照会事 態

(注意)

1 用紙の大きさは、A4 とすること。
2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別途に記載すること。

提出先

県薬務課

提出部数

正本1部+副本(申請者の数+1)部

記載内容

- ①申請者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- ②麻薬業務所の名称及び所在地
- ③麻薬小売業者を代表する者を置く場合は、その氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- ④期間を限定して許可を受けようとする場合は、その期間

添付書類

- ①麻薬小売業者免許証の写し (全店舗分)
- ②申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料

手数料

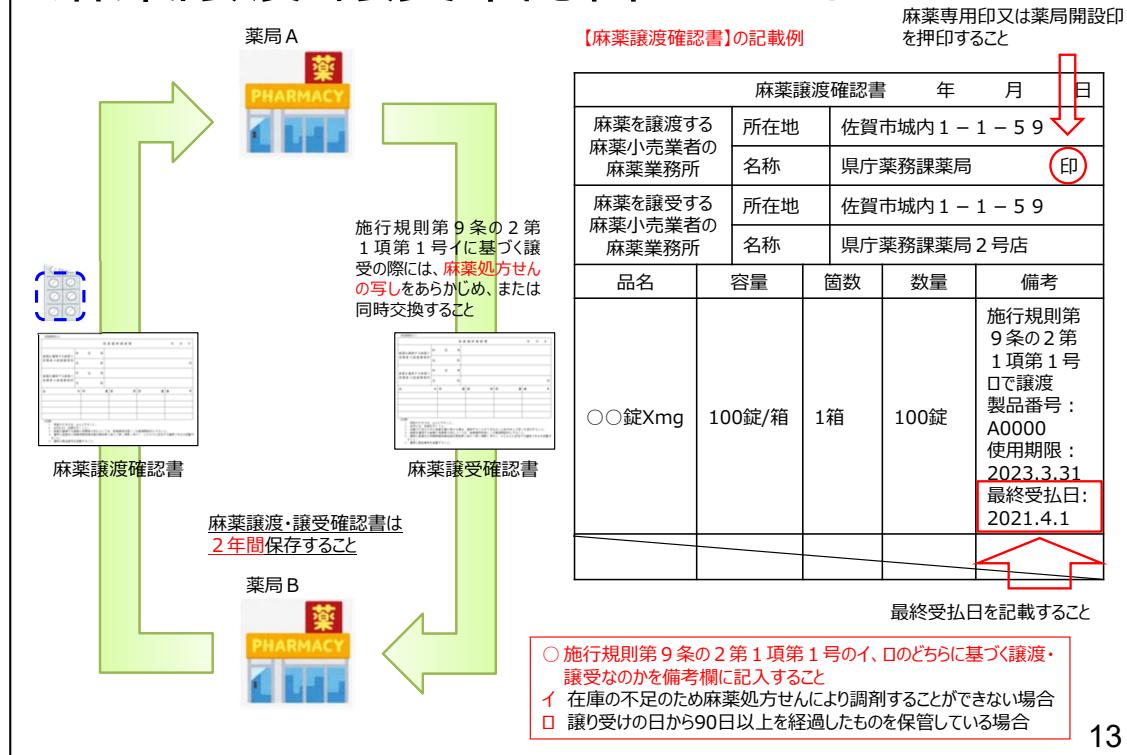
なし

12

麻薬小売業者間譲渡許可申請書の記載内容です。

- ①申請者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - ②麻薬業務所の名称及び所在地
 - ③麻薬小売業者を代表する者を置く場合は、その氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - ④期間を限定して許可を受けようとする場合は、その期間
- の記載をお願いいたします。

麻薬譲渡・譲受確認書について



麻薬小売業者間譲渡・譲受を行う際には、譲受側の薬局(薬局 A)から麻薬譲受確認書を、譲渡側の薬局(薬局 B)から麻薬譲渡確認書を交付します。

また、施行規則第9条の2第1項第1号イに基づく譲受の際には、あわせて麻薬処方せんの写しをあらかじめ、または同時交換することが必要です。

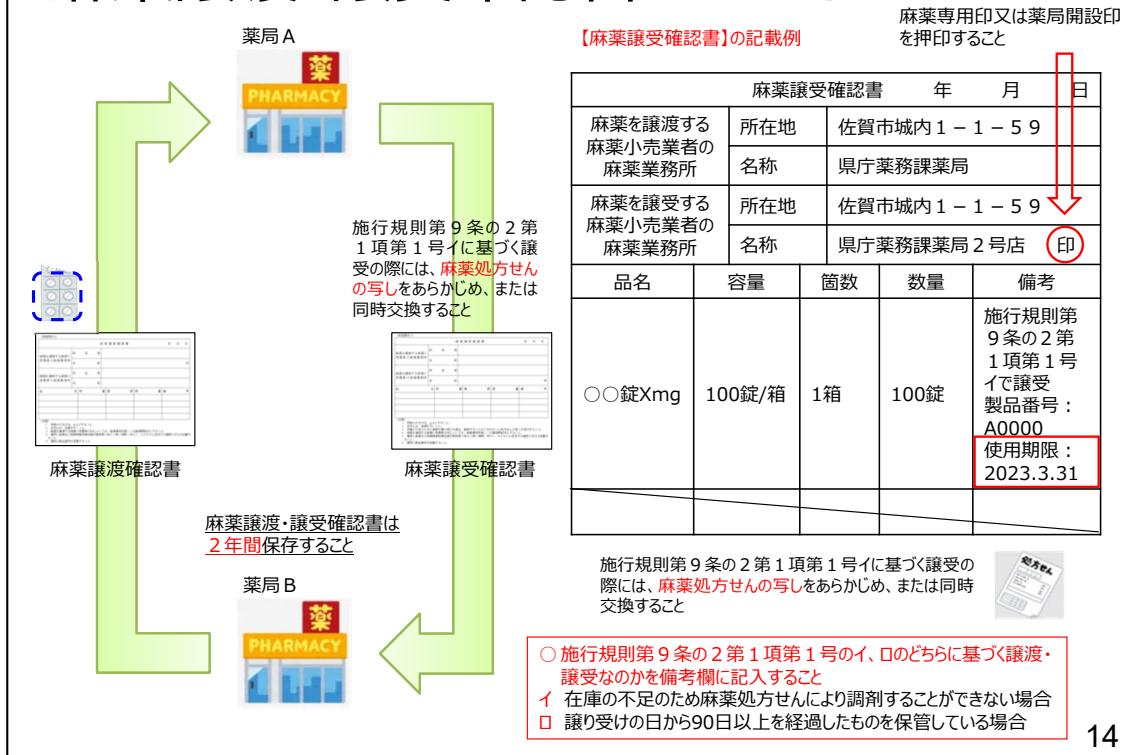
こちらには、麻薬譲渡確認書の記載例を示しています。

麻薬譲渡・譲受確認書の備考に新たに「施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのどちらに該当する譲渡・譲受であるか」を記載が必要になります。

施行規則第9条の2第1項第1号のロによる譲渡の場合、最終受払日も記載してください。

麻薬譲渡・譲受確認書は2年間保存してください。

麻薬譲渡・譲受確認書について



麻薬小売業者間譲渡・譲受を行う際には、譲受側の薬局(薬局 A)から麻薬譲受確認書を、譲渡側の薬局(薬局 B)から麻薬譲渡確認書を交付します。

また、施行規則第9条の2第1項第1号イに基づく譲受の際には、あわせて麻薬処方せんの写しをあらかじめ、または同時交換することが必要です。

こちらには、麻薬譲受確認書の記載例を示しています。

麻薬譲渡・譲受確認書の備考に新たに「施行規則第9条の2第1項第1号のイ、□のどちらに該当する譲渡・譲受であるか」を記載が必要になります。

なお、使用期限も記載することが望ましいです。また、麻薬譲渡・譲受確認書は2年間保存してください。

麻薬帳簿の記載例について

- 施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのどちらに基づく譲渡・譲受なのかを備考欄に記入すること
1 在庫の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合
□ 譲り受けの日から90日以上を経過したものを保管している場合

A薬局における麻薬帳簿（品名●●錠Xmgの口座） 単位錠

年月日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
2022/3/25		30	10	高橋次郎
2022/4/1		10	0	鈴木三郎
2022/4/1	40		40	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
2022/4/1		20	20	鈴木三郎
2022/5/1		10	10	山本一郎
2022/5/1	20		30	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
2022/5/1		30	0	鈴木三郎
2022/5/1	100		100	○○薬品（製品番号A1234）
2022/9/1		70		C薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号：A1234 使用期限：2023.3.31

製品番号・使用期限を記入

イに基づく譲受は不足分を上回る譲受はできないので注意

（在庫数量10錠で処方数が30錠なので、B薬局から譲受可能数量は20錠まで）

ロに基づく譲渡は最新の同品名の譲受・譲渡の日から90日を経過していることを確認すること

（最終受払日が2022/5/1なので、9/1時点では90日を経過）

15

麻薬小売業者間譲渡・譲受を行う際の麻薬帳簿の記載例を示しています。

麻薬譲渡・譲受確認書の備考欄への記載と同様に、麻薬帳簿の備考欄に「施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロのどちらに該当する譲渡・譲受であるか」を記載することが必要になります。

施行規則第9条の2第1項第1号イに基づく譲受は不足分を上回る譲受はできないので、注意してください。

施行規則第9条の2第1項第1号ロに基づく譲渡は最新の同品名の譲受・譲渡の日から90日を経過していることを確認してください。

薬局間譲渡用の補助簿について

- 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号に規定する「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりません（麻薬年間届）、下記のような薬局間譲渡用の補助簿を作つておくと便利です。

年月日	受入（譲受）	払出（譲渡）	品名	相手方薬局名
2022/4/1	5		デュロテップMT パッチ4.2mg	B薬局から譲受 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号：A1111 使用期限：2023.3.31
2022/9/1		70	オキシコンチン TR錠5mg	C薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号口 製品番号：A1234 使用期限：2023.3.31

- 麻薬年間届には内数として括弧書きで数量を記載し、備考欄に麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受である旨を記載すること。

品 名	単 位	前 年 10月 1 日 在 庫 数 量	前年10月1日から本年9月 30日までの 受 入 数 量		本 年 9月 30 日 在 庫 数 量	備 考
			受 入 数 量	払 出 数 量		
デュロテップMTパッチ4.2mg	枚	3	10 (5)	10	3	令和4年4月1日薬局間 譲渡許可によりB薬局から 5枚譲受（口で譲受）
オキシコンチンTR錠5mg	錠	63	10	70 (70)	3	令和4年9月1日薬局間 譲渡許可によりC薬局から 70錠譲渡（口で譲渡）

16

許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号に規定する譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりませんので、薬局間譲渡用の補助簿を作つておくと便利です。

麻薬年間届には、受入数量、払出数量の内数として括弧書きで数量を記載し、備考欄に麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受である旨を記載してください。

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

別記第10号の3様式（第九条の二欄表）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届		
許可年月日	年 月 日	許可番号
前 後 変更 箇所	麻薬業務所 所在地 住所 氏名	所在場 名 称 法人にあつては、主たる事 務所の所在地 法人にあつては、名称
	麻薬業務所 所在地 住所 氏名	所在場 名 称 法人にあつては、主たる事 務所の所在地 法人にあつては、名称
	変更・免許の失効の事由及びその年月日	
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けたほかの麻薬小売業者全員の同意を得ている。 上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行なったので届け出ます。 年　月　日		
①麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）		
②麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）		
状況報告事項		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員に同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

- 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬事業所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければなりません。

留意事項

- ①すでに許可を得ていて新たに代表者を置く場合は、変更届を提出すること。
- ②代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ても構いません。（チェックボックスにチェックを入れてください。）
- ③届出者欄に許可業者の全てを記載することができないときは、別紙（別紙様式5）に記載すること。

添付書類

- 麻薬小売業者間譲渡許可書（全店舗分）

17

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬事業所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければなりません。

留意事項です。

- ①すでに許可を得ていて新たに代表者を置く場合は、変更届を提出すること。
- ②代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出ても構いません。（チェックボックスにチェックを入れてください。）
- ③届出者欄に許可業者の全てを記載することができないときは、別紙（別紙様式5）に記載すること。

17

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

別添第10号の4様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届		
許可年月日	年 月 日	許可番号
追加する 麻薬小売業者	所在地 名称	
住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名	
佐賀県知事 署		

(注記)
1 用紙の大きさは、A4とする。
2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
3 第二欄の届出者欄に記載する場合は、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

- 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、申請要件スライドに掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者（追加する麻薬小売業者）と共同して届け出ることができます。

留意事項

- すでに許可を得ていて新たに代表者を置く場合は、変更届を提出すること。
- 代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者及び新たに追加する麻薬小売業者のみが届け出ても構いません。（チェックボックスにチェックを入れてください。）
- 届出者欄に許可業者の全てを記載することができないときは、別紙（別紙様式5）に記載すること。

提出部数

正本1部+副本（許可業者+新規追加業者の数+1）部

添付書類

○麻薬小売業者間譲渡許可書（全店舗分）

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、申請要件スライド（スライド7）に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者（追加する麻薬小売業者）と共同して届け出ることができます。

留意事項です。

- すでに許可を得ていて新たに代表者を置く場合は、変更届を提出すること。
- 代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者及び新たに追加する麻薬小売業者のみが届け出ても構いません。（チェックボックスにチェックを入れてください。）
- 届出者欄に許可業者の全てを記載することができないときは、別紙（別紙様式5）に記載すること。

提出部数について、副本が許可業者の数に、新規追加業者の数を加えて+1した数になりますので、ご注意ください。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問47

麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、麻薬小売業者間譲渡許可により他の麻薬小売業者に譲り渡す場合、90日を経過した日から譲り渡すことができるとのことですが、「90日を経過した日」とは、いつのことですか。

答47

例えば、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受け又は法第24条第11項若しくは第12項の規定による譲渡しの日が4月1日だった場合、「90日を経過した日」は6月30日（4月1日を含んだ91日目）になります。（規則第9条の2第1項第1号□参照。）

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

19

今回の改正に関して、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）が発出されていますので、抜粋してご説明します。

「90日を経過した日」の考え方方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問49

麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日経過する以前に患者譲り渡していたとしても、当該譲り受けの日から90日を経過した時点で、麻薬小売業者間譲渡許可により譲り渡すことはできますか。

答49

麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日経過する以前に、法第24条第11項で譲り渡した場合、当該譲り渡しの日が新たな起算日となります。このため、麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日を経過した時点では、新たな起算日から90日を経過していないと判断されるため、規則第9条の2第1項第1号口に基づいて他の麻薬小売業者に譲り渡すことはできません。（規則第9条の2第1項第1号口参照）

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

20

麻薬卸売業者から譲り受けた日から90日経過する以前に、法第24条第11項で譲り渡した場合、当該譲り渡しの日が新たな起算日となるという考え方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問51

麻薬小売業者間譲渡許可により、90日を経過した麻薬については譲り渡しが可能となります。この麻薬は何を指すのでしょうか。例えば、18mgと12mgの2つの規格を取り扱っており、12mgのみ譲渡しの日から90日を経過した場合（18mgは90日を経過していない）にはどう考えればよいですか。

答51

麻薬の品名（販売名）毎に判断してください。18mgと12mgの2つ規格を取り扱っており、12mgのみ譲渡しの日から90日を経過した場合（18mgは90日を経過していない）には、12mgのみ規則第9条の2第1項第1号に基づく譲り渡しが可能です。（規則第9条の2第1項第1号参照）

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

21

「90日を経過した」麻薬について、麻薬の品名（販売名）毎に判断するという考え方示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問52

1つの品名で、複数ロットがある場合、譲り受けてから90日経過していないロットがある場合、90日経過したロットは譲渡できますか。

答52

麻薬の品名毎の判断となりますので、設問の場合には90日を経過していないと判断されます。このため、規則第9条の2第1項第1号口に基づく譲渡はできません。

1つの品名で、譲り受けてから90日経過する前に新たに麻薬卸売業者より譲り受けた場合、90日の起算日は、新たに譲り受けた日になります。

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

22

1つの品名で、複数ロットがある場合、譲り受けてから90日経過していないロットがある場合、麻薬の品名毎の判断となりますので、設問の場合には90日を経過していないと判断されるという考え方方が示されています。

また、1つの品名で、譲り受けてから90日経過する前に新たに麻薬卸売業者より譲り受けた場合、90日の起算日は、新たに譲り受けた日になります。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問53

規則第9条の2第1項第1号ロに基づき、90日を経過した麻薬を分割して複数の許可業者に譲り渡すことは可能ですか。

答53

一の許可業者に麻薬を譲り渡した時点で法第24条第12項の規定に基づき譲り渡したとみなされます。このため、例え、同日でも複数の麻薬小売業者に分割して譲り渡すことはできません。次に許可業者に譲り渡す場合は、90日経過する必要があります。

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

23

規則第9条の2第1項第1号ロに基づき、90日を経過した麻薬分割で複数の許可業者に譲り渡すことは、例え、同日でも複数の麻薬小売業者に分割して譲り渡すことはできないという考え方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問54

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできますか。

答54

規則第9条の2第1項第1号イに基づき麻薬を譲り受けた場合、通常、当該麻薬は調剤後、患者に全量譲渡されるため、再度他の許可業者に譲り渡すことは想定されません。ただし、患者が来局しなかった場合、譲り受けた麻薬が在庫となることがあります。このような場合においては当該麻薬を同号イによって、再度他の許可業者に譲り渡すことができます。

同号口によって譲り受けた場合、当該麻薬を同号イによってのみ、再度他の麻薬小売業者に譲り渡すことができます。

したがって、同号イ又は口によって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号口によって、他の許可業者に譲り渡すことはできません。（規則第9条の2第1項参照）

イ)、口)で譲り受けた麻薬 患者が来局しなかった場合
→ イ)で譲渡可能

イ)、口)で譲り受けた麻薬
→ 口)で譲渡不可

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

24

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことについて、同号イ又は口によって譲り受けた麻薬を再度同号イによって他の許可業者に譲り渡すことはできますが、同号口によって、他の許可業者に譲り渡すことはできないという考え方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問56

規則第9条の2第1項第1号イに基づき、他の許可業者に麻薬を譲渡する際、当該麻薬が90日を経過した麻薬であることに気づき、残部についてもすべて同時に同一許可業者に譲渡することはできますか。

答56

同一許可業者に、規則第9条の2第1項第1号イ及びロに基づき同時譲渡することはできません。ただし、同号イに基づく譲渡を取り止めた上で、全て同号ロに基づき譲渡することは可能です。

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

25

同一許可業者に、規則第9条の2第1項第1号イ及びロに基づき同時譲渡することはできないという考え方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問60

複数の許可業者が保有する期限切れ麻薬を一の許可業者でまとめて廃棄することを目的として、期限の切れた麻薬を譲渡することはできますか。

答60

麻薬小売業者間譲渡許可の趣旨に鑑み、当該譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものであるか、考慮してください。
使用期限切れの麻薬を譲渡する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受は行わないでください。（局長通知2（4）⑥参照）

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

26

使用期限切れの麻薬を譲渡する等、本制度の趣旨に沿わない譲渡・譲受は行わないでくださいという考え方が示されています。

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

問64

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬と麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬を区別して保管することが求められていますが、麻薬保管庫も別にする必要があるのでしょか。

答64

保管庫を別にする必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管するなどし、識別できる状態にしてください。

また、規則第9条の2第1項第1号イ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすることが望ましいです。（局長通知2（4）⑤、課長通知3（4）参照）

「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

27

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管するなどし、識別できる状態にしてくださいという考え方が示されています。

また、規則第9条の2第1項第1号イ又はロで譲り受けた麻薬についても、譲り受けた麻薬毎に区別して保管する等、識別ができる状態にすることが望ましいとされています。

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令制定について（麻薬小売業者間譲渡許可関係）
(令和3年厚生労働省令第118号)

1 改正の趣旨

- 痛痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としてきたところである。

今回、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業から譲り受けた麻薬について、一定の条件下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。

- いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

3 施行期日

- 令和4年4月1日

薬生発0705第2号
令和3年7月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第118号。以下「改正省令」という。）が公布されましたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方針を配慮願いたい。

なお、この通知は、令和4年4月1日から適用し、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成19年8月13日付け薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知）は廃止する。

記

1 改正の趣旨

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としてきたところである。

今回、薬局において医療用麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されることを目的として、新たに麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡譲受がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とした。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行なうことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すること。

28

局長通知：「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

課長通知：「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）

Q A集：「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）

本資料により、麻薬小売業者間譲渡許可制度の改正の概要をご説明しました。詳細については、関連する以下の通知・Q A等をご確認ください。

局長通知：「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

課長通知：「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生監麻発0705第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）

Q A集：「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について」（令和3年9月13日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）